

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十六号

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次に掲げる」を「十二月二十九日から翌年の一月三日までの」「に、「二日」を「一日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休所するときは、知事に協議しなければならぬ。

第五条中「午前八時三十分から午後五時までを含む八時間三十分」を「一日につき九時間」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により開所時間を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（使用の制限）

第六条 管理の基準のうち指定管理者が母子福祉センターの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 母子福祉センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 母子福祉センター内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 母子福祉センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が母子福祉センターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定により母子福祉センターの施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用料金の承認申請)

第七条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名称

代表者

印

佐賀県母子福祉センター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり
利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 母子福祉センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。